

平成17年度和歌山家庭裁判所委員会議事概要(第1回)

第1 開催日時

平成17年1月19日(水)午後1時30分～午後4時00分

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室(3階)

第3 出席者

(委員)

井越登茂子, 梅原清子, 大谷正治, 岡本敏子, 奥山豪, 加藤隆司, 金原徹雄, 篠崎和弘, 神徳佳子, 鈴木敬吾, 古川高生, 松原敏美, 向口睦美(五十音順, 敬称略)

(説明者及び事務局)

西野事務局長, 千葉首席書記官, 上中次席家庭裁判所調査官, 長谷川事務局次長, 安井総務課長, 山崎総務課課長補佐

第4 議事(発言者/ 委員長, 委員, 説明者)

1 所長あいさつ

2 各委員の紹介

3 調停制度の説明

千葉首席書記官から, 家事調停制度について説明がされた。

4 模擬調停

申立人(妻)から, 相手方(夫)の浮気を原因とする離婚調停が家庭裁判所に申し立てられ, 夫婦間の離婚問題のほかに, 離婚に伴う子供の親権者の指定や養育費の問題, さらに, 慰謝料等について解決が図られるという設定で, 職員が模擬調停を行った。



(写真は、模擬調停の1シーン)

5 意見交換

テーマ：家事調停について

意見交換の概要は、以下のとおり

家庭の諸問題については関心を持っていますが、裁判とか法律は、あまり馴染みがなく、自分の暮らしとどうかかわっているのかピンと来ず、言葉も大変難しく、理解しにくいというところもあります。例えば、三権分立とかの言葉で知っていても受験と関係なくなれば必要はなくなるものということが少なからずあったと思いますが、調停制度が、自分たちの社会生活に非常に密着していて必要性を感じました。また、学生とか子供たちにも勉強してもらいたいと感じました。

模擬調停を見た感想ですが、当事者も素直で、こんなにすんなりいかないのが実情だと思いました。

模擬調停を見た率直な感想ですが、当事者にはなりたくないなあと思いました。実際の調停は、このようにスムーズにいくのか疑問に思いました。調停のシステムがあることは分かっていたのですが、調停の進め方について勉強させてもらい、非常に参考になりました。

模擬調停を実施する前の調停制度の説明は、やはり言葉が堅いという印象を持ちました。堅い部分については、ペーパーを渡すとかの工夫が必要ではないかと思いました。調停の中身について、メンタル面の変化を目指している点で、精神科医に似ていると思いました。

調停制度については、少し知っていましたが、模擬調停を見て調停委員の仕事が精神的に疲れる大変な仕事であることが分かりました。ただ言葉が難しく敷居が高い感じを受け、身近に感じられない印象を受けましたし、実際の調停では調停委員の手腕が問われているという印象も持ちました。調停委員にお願いしたい点ですが、(女性の当事者が)調停委員から、女性だからとか、あなたの方が悪いのではないかとか、言われたということを知ることもあり、そういうところは女性差別という言い過ぎかもしれませんが、気を付けていただきたいと思いました。

模擬調停での慰謝料や養育費の金額については、ケースバイケースだとは思いますが、この程度が相場だとすると低く、もっと高くてもよいのではないかと疑問に思いました。

模擬調停で、未成年者の養育料が1人につき4万円で2人合わせて8万円、慰謝料が200万円というのは安いという印象を持ちました。やや女性の方に厳しい調停結果かなと思いました。また、あれだけで(父)親の義務を果たしたといえるのか、また、実際の調停はあんなにすんなりいくのか疑問に思いました。

模擬調停では、良い方向に心の変化を促す手腕が問われていることから、家裁調査官の発言が重い意味を持っていると思いました。また、解決金については、調停成立後どうなるのか疑問に思いました。養育料については、必要が生じたときには、再度調停を申し立てることができるということですが、その後に生じた精神的な負担はどうなるのかと思いました。また、現実の調停の席上では、4回程度のやりとりだけで当事者が自分の心を開いて話をするのか疑問に思いました。民間では女性の視点に立ったフェミニストカウンセリングなど、自分の費用で相談を求められるところがありますが、模擬調停で行われた程度で、果たして当事者の心の変化が可能なのか疑問に思いました。さらに、DVの調停事件では、調停終了後、妻は夫から何かされないか不安

に感じるのではないかと思いました。

DV事件は増えてきていますが、家庭裁判所では慎重に対応しています。まず申立書に、一種の照会書ですが、付票を付けて相手が暴力を振るう人物ではないか情報を収集して、暴力を振るう危険性がある場合には部屋を別々にするとか、場合によっては同じ期日にしないとか、必要であれば家裁調査官を同席させるなどの配慮をしています。今日行った模擬調停では当事者双方を同席させていますが、DVの危険性がないと確信が持てた場合に限っています。裁判所を出てから暴力を振るう危険性がある場合には、警察に協力依頼したり、住所を秘してくださいという当事者からの申出に対して情報が漏れないような配慮をしています。また、調停の期日間に、家裁調査官が裁判官の命により、カウンセリング的な面接を行うこともありますし、ケースによっては、医務室の精神科の医師に立ち会ってもらうこともあります。

第1回から審判官が同席する割合は、いったいどのくらいあるのかと思いましたが、現実的には滅多にないのではないかと思いました。慰謝料や解決金が低すぎるのではないかという意見がありましたが、子供1人につき4万円、2人合わせて8万円というのは上出来ではないかと思いました。実務家の常識と世間の常識とで異なっている点が印象的でした。

こんなところに呼び出されたくないということをよく聞きます。お互いに喧嘩しているから冷静に話をしようと思えば、司法の紛争解決のサービス機関を利用するのもよいのではないかとアドバイスしますが、裁判所みたいなところへは行きたくないと言われます。いろんな人材を集めて、客観的に話を聞き、1000円程度の印紙で引き受けてくれるのです。調停は、社会経験を積んだ調停委員が中に入って適正に解決してくれるよいシステムだと思いますし、調停の事件数はもっと増えてもよいのではないかと思います。国民にはもっと知ってもらいたいと思います。諸外国では裁判所が関与せずに離婚をするということはむしろ少なく、それは当事者同士の協議に任せてお

くと結果として歪になるからです。ですから、裁判所は、調停制度がよい制度であるということで、もっと広報活動をしてもらいたいと思います。

調停を利用する側の不満をよく聞きますが、その中の女性の不満として、本当はもっと請求したいのだが、調整の上、低く請求したにもかかわらず、相手が強硬に払いたくないと言った場合など、調停委員が説得するのに難しい側に引きずられた解決策により調停を進める場合がありますが、フェアではないと思います。調停委員が説得技術を磨く必要があるのではないかと考えます。

また、DVの調停事件では被害者の帰る時間をずらしてほしいと思います。さらに、言葉が堅いという問題もあります。模擬調停の最後の調停条項を読み上げるところで、「本調停事項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。」というセリフがありましたが、後で請求するつもりであったということが起こらないためにも、かみ砕いて説明してほしいと思います。

言葉づかいでは、国民が刑事事件に参加する裁判員制度の問題もありますので、分かりやすい言葉を使う必要があると思います。私たちが普段使っている言葉でも、相手の受け止め方によっては意味内容が分からない場合があります、気を付けなければならないと思います。

初回の調停では半時間を目処に交替しているということですが、30分という心を開くに足りる十分な時間なのかという印象があります。

30分で終わる場合もありますが、現実には、1期日に2時間以上の時間を取っている例が多いです。例えば、午前10時に申立人側からのスタートとすると、午前10時30分からは交替して相手側を聞くことになりますが、その日の期日としては、午後零時まで取っていますので、必要であれば、その後、交互に繰り返して聞くということになります。

相手方が、調停期日に出てこないケースは多いのですか。そういう場合は、

裁判所はどのような対応を採るのですか。

正確な統計を取っていないので分かりませんが、全く調停の期間に出て来ないというのは比較的少数であると理解しています。1回目は、相手の都合を聞かずに期日を定めるので出て来られない場合もありますが、そういう場合は事前に書記官が都合のよい日を教えてもらって次回の期日を決めているのが実情です。また、場合によっては、家裁調査官が出頭勧告という裁判官の命令を受けて調停期日へ出頭するよう調整を図るということもあります。

相手方が、慰謝料や養育費の支払をしない場合はどうなるのですか。

相手方が、慰謝料や養育費の支払を実行しない場合については、家庭裁判所独自の制度として、強制的ではなく、任意に履行勧告をするという制度があります。具体的には、決められた義務の履行を怠っている場合に、家裁調査官が、どのような履行をするのかということについて調整をする制度です。履行勧告は、簡単に申立ができます。平成15年度のデータですが、金銭債務に関して履行勧告を求めたものは、全国で1万5,223件あり、そのうち全部履行があったものは、3,999件で、一部履行があったものは、4,038件ですので、過半数近くについては何らかの履行があったと考えてよいと思います。履行勧告をしても駄目な場合は、地方裁判所の手続により調停調書に基づいて強制執行をするということになります。

裁判所で子供の親権を決めた後、親権の義務を怠っている場合はどうなるのですか。

当事者が親権変更の申立をすることになります。

言葉づかいの問題としては、裁判員制度を控え、分かりやすい言葉を使うよう努力しなければならないと思います。調停委員の研修会においても、苦情が出ていることとか、外で問題になっていることについては、研修の場でそういうことがないように話をしています。調停の合意内容の問題についても、裁判所の調停である以上、調停の条項が具体的妥当性をもっているもの

かどうか、また、対象いかんによってはふさわしくない条項は設けないよう努力しています。例えば、養育費の問題についても、将来、問題が残らないような条項を作るという努力をしています。私は、調停委員に対し、妥当な内容の調停でなければ成立させるべきでないと指導しています。

調停の成立率が高いというのはよいことですが、ユーザーの苦情として、調停が成立しなかった場合には、訴訟になると費用がかかるとか時間がかかるなどと調停委員から言われて、仕方なしに調停に応じるというケースがありますが、お金がなければ弁護士費用を立て替える制度があるとか、通常の訴訟であれば1年何箇月で終わるとかを言うべきであり、フェアではないと思います。

6 次回意見交換テーマについて

少年事件に関する事項を意見交換テーマとすることで了承された。

7 次回委員会の開催日時等について

次回委員会を平成17年7月6日(水)午後1時30分～午後4時に開催することで、了承された。

8 閉会あいさつ(大谷委員長)

- 閉会 -

以上

